特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱 う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	区市町村において、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、区市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、区市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。当区は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元区市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事に変更があった際の転出元区市町村に対する通知のサカ公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変り・⑥自民からの請求に基づく住民票コードの変付・⑥自民からの請求に基づく住民票コードの変付・⑥自民からの請求に基づく住民票コードの変付・⑥自民からの請求に基づく住民票コードの変付・⑥自民からの請求に基づく住民票コードの変付・⑥自民からの通知及び個人番号カードの交付・⑥自人番号の通知及び個人番号カードの交付・⑥自人番号の通知及び個人番号カードの交付・○に係る事務については、総務省令により機構に対して事務の一部を委任している。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	 ①住民記録システム ②住民基本台帳ネットワークシステム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤証明書コンビニ交付システム ⑥かんたん窓ロシステム ⑦申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- ①住民票情報ファイル ②本人確認情報ファイル ③送付先情報ファイル ④発行用住民票ファイル

3. 個人番号の利用	
((・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) 平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) 第12条の4本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10 通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、4 8、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、9 6、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、2 5、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、4 5、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3の各条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	市民部 市民課				
②所属長の役職名	市民課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	市民部 市民課 住民記録係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	く選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実施	書及び重点項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で	ド全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワ−	-クシステムを通	iじた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	-					

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	特定個人情報が含まれる情報を異動および編集する際にはダブルチェック体制を取っている。				
9. 監査					
実施の有無	[] 自己点検 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	【 《選択肢》 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	市民課長 榎戸 謙二	市民課長 中村 幸子	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提	6、119の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	市民課長 中村 幸子	市民課長	事後	
令和1年6月17日	I-1-②事務の概要	~今後、総務省令により機構に対する事務の 一部の委任が認められる予定である。	〜総務省令により機構に対して事務の一部を 委任している。	事後	
令和1年6月17日	I-1-③システムの名称	⑤証明書発行システム	⑤証明書コンビニ交付システム	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数 か	2019/5/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ-1特定個人情報ファイル名	追加	④発行用住民票ファイル	事後	
令和5年2月6日		①住民記録システム ②住民基本台帳ネットワークシステム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤証明書コンビニ交付システム	①住民記録システム ②住民基本台帳ネットワークシステム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤証明書コンビニ交付システム ⑥かんたん窓ロシステム ⑦申請管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	・第30条の13 (都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の14 (市町村の条例による本人確認情報の提供)		削除	事後	
令和6年12月24日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和6年12月1日	事後	
令和6年12月24日	IV-8 人手を介在させる作業	追加	十分である ・特定個人情報が記載されている申請書類については、全て鍵付きのキャビネットまたは倉庫等に保管し、施錠の確認についても記録を残している。 ・特定個人情報が含まれる情報を異動および編集する際にはダブルチェック体制を取っている。	事後	